

二級河川高野川流域における総合的な治水対策協議会 規約（案）

（名称）

第 1 条 この協議会は、二級河川高野川流域における総合的な治水対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 二級河川高野川の下流域は地盤が低いことから平成 16 年 10 月の台風 23 号、平成 25 年 9 月の台風 18 号などの洪水や高潮時に大規模な浸水被害が発生している。高野川流域の浸水被害は、洪水や高潮が堤防を越えることによる越水、高野川から排水路等を通じた市街地への逆流、高野川に雨水が排水できないことによる内水氾濫など、複合的な要因によるものである。

このような浸水被害の軽減を図るためには、従来の河川改修だけでは対応が困難と考えられるため、京都府と舞鶴市が連携、調整を図り、総合的な治水対策をとりまとめ、それぞれの役割分担のもと効率的かつ効果的な対策を推進し、もって高野川流域の治水安全度の向上に資することを協議会の目的とする。

（協議会の構成）

第 3 条 協議会は、別表 1 の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第 4 条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、治水対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（情報公開）

第5条 協議会に関する情報は、原則公開とし、協議会資料及び議事概要について公表する。ただし、協議会構成員の判断により、公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなる場合は非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（事務局）

第6条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、京都府及び舞鶴市が共同で行う。

（その他）

第7条 本規約の改正は、事務局が協議会に諮って行う。

- 2 協議会及び幹事会の運営に関する必要な事項は、この規約に定めることのほか、協議会において定める。

附則

この規約の施行日は、平成28年 月 日とする。

別表 1

協議会構成員

所 属	職 名
京都府	環境部長
	建設交通部長
舞鶴市	市長

別表 2

幹事会構成員

所 属	職 名
京都府	環境部 水環境対策課長
	建設交通部 港湾課長
	建設交通部 河川課長
	中丹東土木事務所長
	港湾事務所長
舞鶴市	副市長
	建設部長
	上下水道部長